



平成 27 年 4 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社 プ レ ナ ス  
代表者名 代表取締役社長 塩 井 辰 男  
(コード番号：9945 東証第一部)  
問合せ先 経営管理室長 廣 藤 明  
( TEL： 092-452-3678)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、平成 27 年 5 月 26 日開催予定の第 55 期定時株主総会（以下「本総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

当社は、平成 27 年 4 月 10 日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。

また、「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）による改正後の会社法によって、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されることに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款の一部を変更するものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

なお、本定款変更は本総会終結の時をもって効力が発生するものとします。

#### 3. 日 程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成 27 年 5 月 26 日（火曜日）

定款変更の効力発生予定日 平成 27 年 5 月 26 日（火曜日）

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. <u>監査役</u></li> <li>3. <u>監査役会</u></li> <li>4. 会計監査人</li> </ol> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 17 条 当社の取締役は15名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p> <p>(選任)</p> <p>第 18 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>② &lt; 記載省略 &gt;</li> <li>③ &lt; 記載省略 &gt;</li> </ol> <p>(任期)</p> <p>第 19 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. <u>監査等委員会</u></li> </ol> <p style="text-align: center;">&lt; 削 除 &gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>3. 会計監査人</li> </ol> <p>第 4 章 取締役及び取締役会<u>並びに監査等委員会</u></p> <p>(員数)</p> <p>第 17 条 当社の<u>監査等委員である取締役以外の</u>取締役は15名以内とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>② <u>当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></li> </ol> <p>(選任)</p> <p>第 18 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって</u>選任する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>② &lt; 現行どおり &gt;</li> <li>③ &lt; 現行どおり &gt;</li> </ol> <p>(任期)</p> <p>第 19 条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></li> <li>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></li> </ol>

現行定款	変更案
<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第21条 &lt; 記載省略 &gt; ② &lt; 記載省略 &gt; &lt; 新 設 &gt;</p> <p>(招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>&lt; 新 設 &gt;</p> <p>&lt; 新 設 &gt;</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第23条 &lt; 記載省略 &gt;</p> <p>&lt; 新 設 &gt;</p> <p>(取締役会議事録)</p> <p>第24条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第25条 &lt; 記載省略 &gt;</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第21条 &lt; 現行どおり &gt; ② &lt; 現行どおり &gt; ③ <u>第1項の規定にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第23条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第24条 &lt; 現行どおり &gt; <u>(取締役への重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第25条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会議事録)</p> <p>第26条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第27条 &lt; 現行どおり &gt;</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 &lt; 記載省略 &gt;</p> <p>② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">(監査等委員会規則)</p> <p>第28条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 &lt; 現行どおり &gt;</p> <p>② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p>
<p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第28条 <u>当会社の監査役は5名以内とする。</u></p> <p>(選任)</p> <p>第29条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第30条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">&lt; 削 除 &gt;</p>

現行定款	変更案
(常勤の監査役)	
第31条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>	< 削 除 >
(招集権者)	
第32条 <u>監査役会は予め招集権者を定めることができる。但し、他の監査役が招集することを妨げない。</u>	< 削 除 >
(招集通知)	
第33条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>	< 削 除 >
(決議の方法)	
第34条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>	< 削 除 >
(監査役会議事録)	
第35条 <u>監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u>	< 削 除 >
(監査役会規則)	
第36条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u>	< 削 除 >
(報酬等)	
第37条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	< 削 除 >
(監査役の責任免除)	
第38条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>	< 削 除 >

現行定款	変更案
<p>② <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第39条 &lt; 記載省略 &gt;  第40条 &lt; 記載省略 &gt;  (報酬等)</p> <p>第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第42条 &lt; 記載省略 &gt;  第43条 &lt; 記載省略 &gt;  第44条 &lt; 記載省略 &gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p>	<p style="text-align: center;">&lt; 削 除 &gt;</p> <p style="text-align: center;">第5章 会計監査人</p> <p>第31条 &lt; 現行どおり &gt;  第32条 &lt; 現行どおり &gt;  (報酬等)</p> <p>第33条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第34条 &lt; 現行どおり &gt;  第35条 &lt; 現行どおり &gt;  第36条 &lt; 現行どおり &gt;</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>第1条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

以 上